

5. 脆弱性評価

本村の地域特性や施策の現状を踏まえて行った脆弱性評価の結果について、ポイントは以下のとおりです。

- ① **ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要**
 - ・建築物等の耐震化や治山施設整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。
- ② **自助・共助の更なる充実が必要**
 - ・村民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要がある。
- ③ **多様な実施主体の連携が必要**
 - ・本村の強靱化を推進するためには、本村に関わるそれぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要がある。
- ④ **防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりが必要**
 - ・農業・商工業の振興、従事者の確保と育成等の地域成長に関わる施策と併せて、防災・減災対策を行い、地域の活力向上と地域の強靱化の両輪で施策に取り組む必要がある。

6. 強靱化の推進方針

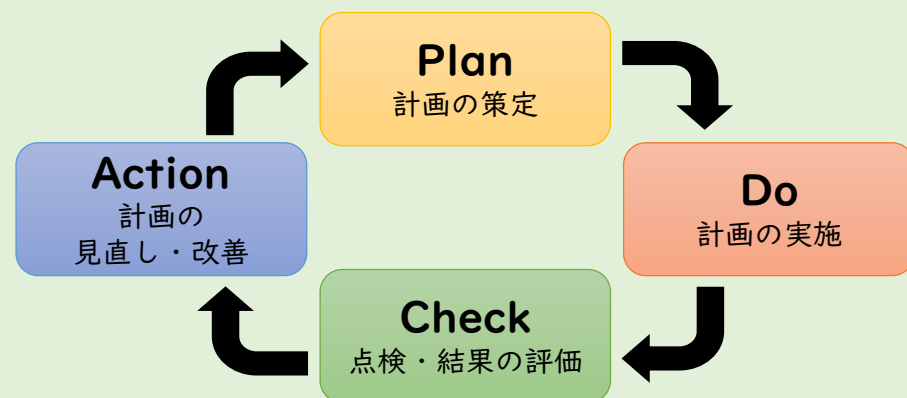
脆弱性評価をふまえ、本村における強靱化を推進するにあたっての施策を以下の通りとしました。

| | | | | | |
|-----|------------|------|-----|------------------|------|
| 1-1 | 地域福祉の推進 | 重点施策 | 4-1 | 消防・防災対策の強化 | 重点施策 |
| 1-2 | 子育て支援の充実 | | 4-2 | 防犯・交通安全対策の充実 | |
| 1-3 | 高齢者福祉の充実 | | 4-3 | 道路及び公共交通の整備・充実 | 重点施策 |
| 1-4 | 障がい者福祉の充実 | | 4-4 | 上下水道の維持・整備 | 重点施策 |
| 1-5 | 健康づくりの推進 | | 4-5 | 土地の有効活用 | |
| 1-6 | 社会保障等の充実 | | 4-6 | 住宅基盤の整備 | |
| 2-1 | 農林水産業の振興 | 重点施策 | 5-1 | 自然環境の保全 | |
| 2-2 | 観光の振興 | | 5-2 | 廃棄物処理とリサイクルの推進 | |
| 2-3 | 商工業の振興 | | 6-1 | 協働の村づくりの推進 | 重点施策 |
| 2-4 | 情報化の推進 | | 6-2 | 広報・広聴の充実 | |
| 3-1 | 学校教育の充実 | 重点施策 | 6-3 | 計画的・効率的な行財政運営の推進 | |
| 3-2 | 生涯学習の推進 | | 6-4 | 広域行政の推進 | |
| 3-3 | 生涯スポーツの推進 | | | | |
| 3-4 | 文化・芸術活動の推進 | | | | |
| 3-5 | 交流活動の推進 | | | | |

8. 計画の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、進捗管理を行うことが必要です。このため、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方（右図）に基づいた進捗管理を行うこととします。

また、本計画は総合計画との調和・整合を図るため、総合計画の施策体系と一致させているから、総合計画の進捗管理と併せて行うことで、総合計画と一体的に推進するものとします。



孺恋村国土強靱化地域計画

— 概要版 — (案)

令和3（2021）年 月



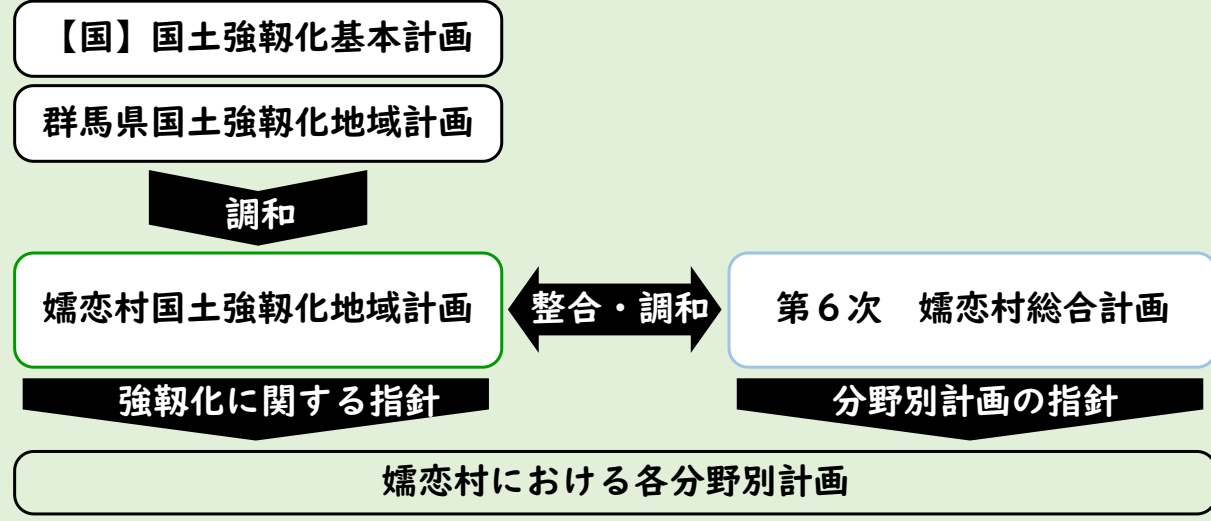
孺恋村国土強靱化地域計画とは？

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」に基づき、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本村における強靱化を推進するために策定するものです。

1. 計画の位置付け及び計画期間

「孺恋村国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、孺恋村地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとして、本村の基本方針である「第6次孺恋村総合計画」及び本計画の上位計画である国の「国土強靱化基本計画」や群馬県の「群馬県国土強靱化地域計画」とも整合・調和を図りながら策定するものです。

また本計画は、「第6次孺恋村総合計画」との整合を図るため、見直しについては、原則として総合計画の見直し時期と合わせるものとします。ただし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて変更や見直しを行います。



2. 基本目標

本村における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定しました。

- いかなる災害等が発生しようとも、
- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

3. 想定する大規模自然災害

「群馬県国土強靱化地域計画」で設定されている大規模自然災害及び本村で想定される主な自然災害に鑑み、本計画で想定する災害を以下のとおり設定しました。

| 想定する大規模災害 | | 災害の規模 | | 想定する大規模災害 | | 災害の規模 | |
|---------------------|---------|-----------------------|-----------|--------------------------------------|--------------------|-------|--|
| 大規模地震 | 内陸型 | M7～8程度、最大震度6強を想定。 | 火山噴火 | 常時観測火山（浅間山、草津白根山）の大規模噴火を想定。 | | | |
| 台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風 | 大規模水害 | 記録的な大雨等による大規模水害を想定。 | 暴風雪・大雪・雪崩 | 記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。 | | | |
| | 大規模土砂災害 | 記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。 | 事故災害 | 航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、県外の原子力施設事故を想定。 | | | |
| | 暴風災害 | 台風や竜巻、突風など大規模暴風災害を想定。 | 火災 | 大規模火災 | 住宅密集地における大規模火災を想定。 | | |
| | | 林野火災 | | 落雷等を原因とした火災が林野を想定。 | | | |

4. 「事前に備えるべき目標」と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「国土強靱化基本計画」及び「群馬県国土強靱化地域計画」を参考に、本村の自然特性、社会特性を踏まえ、本村における強靱化を推進するにあたって必要な事項として、次の8つの「事前に備えるべき目標」と、26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | No. | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|--|-----|---|
| A 直接死を最大限防ぐ | A-1 | 地震等による建築物の倒壊や火災（林野火災を含む）による多数の死傷者の発生 |
| | A-2 | 台風がもたらす大雨やゲリラ豪雨により大規模水害が発生し、多数の死傷者の発生 |
| | A-3 | 大規模な火山噴火や大雨を原因とする土砂災害等によって多数の死傷者の発生 |
| | A-4 | 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | A-5 | 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 |
| B 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | B-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | B-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | B-3 | 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | B-4 | 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 |
| | B-5 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生(感染症蔓延を含む) |
| | B-6 | 観光客等の帰宅困難者の発生 |
| | B-7 | 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態 |
| C 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する | C-1 | 村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| | C-2 | 甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺 |
| | C-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| D 経済活動を機能不全に陥らせない | D-1 | サプライチェーンの寸断や用水・エネルギー供給の停止等による経済活動及び市場への物資・食料供給等の停滞 |
| E ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | E-1 | 電気・ガス・上下水道施設等ライフラインの長期にわたる停止 |
| | E-2 | JR吾妻線や国道144号等交通インフラの長期にわたる機能停止 |
| F 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | F-1 | 治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | F-2 | 農地・森林等の被害による土地の荒廃 |
| | F-3 | 風評被害等による農業や観光業への甚大な影響 |
| G 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | G-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | G-2 | 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | G-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | G-4 | 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態 |
| H 災害に強い人づくり・地域づくり | H-1 | 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 |